新潟市家庭系生ごみ処理器購入費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、一般家庭から排出される生ごみの減量及び資源化を促進するとともに、ごみ問題に対する市民意識の高揚を図るため、家庭用生ごみ処理器（以下「処理器」という。）を購入して設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟市補助金等交付規則（平成１６年３月３０日新潟市規則第１９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象となる処理器）

第２条　この要綱において補助の対象となる処理器は次の各号に定めるものをいう。

⑴　生ごみを加熱又は微生物等による分解の方式により減量又は堆肥化する目的で製造された電気式機器（以下「電動生ごみ処理機」という。ディスポーザー（生ごみを粉砕し、排水を公共下水道に排除する機器をいう。）を除く。）

⑵　生ごみを土中の微生物の活動により、分解し堆肥化する器具（以下「コンポスト容器」という。）で、次に掲げる基準を満たすもの

イ　容量が 50 リットル以上であること

ロ　臭気の発散、雨水の流入等を防止するためのふたを備えていること

⑶　生ごみにＥＭボカシ菌を使用することにより、分解し発酵する器具（以下「ＥＭボカシ容器」という。）で、次に掲げる基準を満たすもの

イ　容量が 15 リットル以上であること

ロ　密閉できるふた及び液肥を抜くコックを備えていること

（交付対象者）

第３条　この要綱に定める補助金を受けることのできる者は、自らの家庭から排出される生ごみを処理するため、処理器を購入し、設置した者で、次に掲げる要件を備えた者とする。

⑴　市内に住所を有し、かつ居住していること。

⑵　購入した処理器を適切かつ安全に使用及び管理できること。

⑶　処理機から排出された処理物を適切に利用し、若しくは環境衛生上支障のないように処理できること。

（補助金の額等）

第４条　補助対象経費は処理器本体の購入価格とし、補助金額等は次の表のとおりとする。

区分	補助金額等
電動生ごみ処理機	購入価格の２分の１以内の額とし、２万円を限度とする。また、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。購入は、１世帯１台限りとする。ただし、購入後６年を経過した場合はこの限りではない。
コンポスト容器及びＥＭボカシ容器	購入価格の２分の１以内の額とし、３千円を限度とする。また、補助金の額に百円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。購入は、コンポスト容器は１世帯１基限り，ＥＭボカシ容器は１世帯２基までとする。ただし、購入後１年を経過した場合はこの限りではない。

（事前協議）

第５条　補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ市長とその内容について協議しなければならない。

（補助金の申請）

第６条　前条の協議を経て、適当と認められた申請者は、家庭用生ごみ処理器購入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）を、以下の書類を添えて市長あて提出しなければならない。

⑴　購入し設置した処理器の領収書又は購入の事実を証する書面

⑵　電動生ごみ処理機については保証書の写し、コンポスト容器及びＥＭボカシ容器については型番・品名・製造元が分かる書類の写し

（補助金の交付決定及び額の確定）
第７条　市長は、前条の規定による補助金の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、交付の決定及び額の確定をするものとする。

（交付決定等の通知）
第８条　市長は、補助金の交付決定及び額の確定をしたときは、その旨を速やかに申請者あて通知するものとする。

（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

（適用期間）
この要綱の適用期間は、平成３０年３月３１日までとする。

様式１号

補助金を申請される方は、事前に協議をお願いします。
連絡先　廃棄物対策課　電話　２２６－１４０７
お近くの各区役所区民生活課

家庭用生ごみ処理器購入費補助金交付申請書兼実績報告書

年　月　日

新潟市長

郵便番号
申請者　住所
氏名　印
電話

補助金の交付を受けたいので､新潟市家庭用生ごみ処理器購入費補助金交付要綱第６条の規定により下記のとおり申請します。

記

１　交付申請額

円（購入金額　円）

（補助金額は購入金額の２分の１、電動生ごみ処理機は２万円が上限で、千円未満の端数は切り捨ててください。コンポスト容器及びＥＭボカシ容器は３千円が上限で、百円未満の端数は切り捨ててください。）

添付書類（必ず必要です。無い場合は補助金を交付できません。）

①領収書（申請者あてのものに限ります。）

②電動生ごみ処理機は保証書の写し、コンポスト容器及びＥＭボカシ容器は取扱説明書の写し

２　設置内容等（保証書や取扱説明書に記載のある場合は記入不要です。）

購入区分	電動生ごみ処理機　コンポスト容器　ＥＭボカシ容器
購入年月日	年　月　日
メーカー名	
商品名（型式、処理能力）	
購入店舗名	店舗名 所在地 電話

３　振り込み口座（申請者本人の口座に限ります。）

金融機関名	銀行 農協　店（所） 信用金庫（組合）
預金種別	普通　当座
口座番号	Ｎｏ．
フリガナ	
口座名義	

４　過去の申請状況（初回の場合は記入不要です。）

年　月　　年　月　　年　月

様式第２号

第　　号
年　　月　　日

住所
氏名　　様

新潟市長
（担当　　）

補助金の交付決定及び額の確定通知書

年　　月　　日付で申請のあった家庭用生ごみ処理器購入費補助金について、新潟市家庭用生ごみ処理器購入費補助金交付要綱により交付決定し、次のとおり額の確定をしたので通知します。

記

１　補助事業の名称　　家庭用生ごみ処理器購入費補助

２　交付決定及び確定額　　円

３　補助事業の目的及び内容　　申請書記載のとおり